

令和8年度の注意点

- ① 令和7年度及び8年度は以下の対象者における予防接種のみ助成の対象となります。

<対象者>

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であり、予防接種を受けていない方

(注) 令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外となります。

- ② 令和7年度及び8年度は、磐田市健康増進課へ請求してください。

<提出書類>

・ 定期予防接種（風しん第5期）請求書

・ 風しんの第5期の定期接種予診票

（有効期限 2025 年末までのクーポン券を貼付けたもの）

※クーポン券印字の金額はそのままにし、請求書の金額でご請求ください。

上記2点を併せて、実施月の翌月10日までに磐田市健康増進課にご提出をお願いいたします。